

幼保連携型認定こども園の認可基準について

平成25年8月29日

基準検討部会での主なご意見 内の赤字は第3回子ども・子育て会議基準検討部会において委員からいただいた主なご意見

《新規に幼保連携型認定こども園を設置する場合の基準》

- ・これまでの議論等を踏まえ、対応方針、検討事項、参考情報を新たに加筆(赤字)
(合わせてこれまでの資料に記載の「検討の視点」を削除

《既存施設が移行する場合の特例》

- ・これまでのご意見等を踏まえ、検討の視点を新たに加筆(緑色)

総論

1. 基本的な考え方

学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。

新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とする。具体的には以下の方針を基本とする。 特例の在り方については、2.を参照。

- ・ 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
- ・ 幼稚園と保育所のいずれかのみ適用のある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
- ・ 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。

幼稚園・保育所の両方の基準で、全国一律の担保を求めている事項は「従うべき基準」、両方の基準で全国一律の担保を求めている事項は「参酌基準」、と整理する。幼稚園・保育所のいずれか一方の基準で全国一律の担保を求めている事項の扱いは検討の上整理する。

なお、職員配置に関しては給付等の公定価格や財源の確保との関連が強い事柄であり、公定価格の議論の進ちょくと合わせて整理していく。

(留意事項)

教育・保育の内容については、認可基準とは別に主務大臣が定めることが法律上定められていることから、別途、幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)を中央教育審議会・社会保障審議会の合同で検討。

施設の管理運営等に関する基準の中には、幼稚園の場合「学校教育法施行規則」で、保育所の場合「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で定められるなど、規定される省令の種類が異なるものがある。

本資料では、便宜的に「認可基準に関する検討事項」として全体を議論に供するが、法制的な整理の結果、「設備及び運営に関する基準」ではなく、「認定こども園法施行規則」等に定めるものも出てくることもあり得る。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 質の高い施設とするために高い水準とする方針に賛成。

2. 既存施設からの移行の特例に関する考え方

(1) 既存の幼稚園、保育所からの移行の場合

既存施設から新たな幼保連携型認定こども園へ移行する際の認可基準の検討に当たっては、1.の質の確保に関する基本的な考え方と円滑な移行の確保に係る要請とのバランスにも留意し、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、原則として、既存施設から現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例措置の在り方を検討する。

(2) 現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合

法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。

(留意事項)

これらについては、「幼稚園・保育所等の経営実態調査」の結果等を活用し、既存施設の実態や施設整備の支援方策に照らして合理的な水準向上努力により移行・設置が期待される水準となるよう措置する。

職員資格については、保育教諭の職と資格やそれに伴う経過措置が法律上定められていることから、認可基準やその特例としての検討は行わない。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 待機児童解消を優先した移行特例や弾力化により、質の低下にならないようにすべき。
- ・ 特例や経過措置は、猶予期間と考え終期を設定すべきではないか。
- ・ **あまりに高い基準にすると移行施設が増えないのではないか。**

3. 弾力的な取扱いに関する考え方

新たな幼保連携型認定こども園の設置の際に認可権者による「弾力的な取扱い」を基準上認める事項については、可能な限り教育・保育の質が確保されるよう、一定の代替的措置など当該基準の「望ましい運用方針」を具体的に示すことも検討する。(次回以降検討)

基準検討部会での主なご意見

- ・ 質を下げるという意味ではなく、地域の実情に応じた配慮や弾力的な取扱いもお願いしたい。

(参考)設置パターン別の基準適用イメージ

施設の設置パターン	認可基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を原則(本則) ・弾力的な取扱いが必要な事項については、望ましい運用方針を明確化
【既存施設からの移行】のパターン 既設の幼稚園又は保育所を基に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所のいずれかの基準を満たすことで足りる等の特例(附則、通知等) ・上記特例以外は、新設の場合と同じ
【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(附則)

個別論点

基準検討部会での主なご意見

- ・ 総論のとおり、個別論点は質の高さにつなげる観点から検討すべき。

1. 学級編制・職員

(1) 学級編制

幼稚園	学級を編制することが前提。 学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則(異年齢児での編制も可)。
保育所	規定なし。
認定こども園 (現行)	満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通の4時間程度の共通利用時間は学級を編制しなければならない。 認定こども園を異なる施設が構成する場合においても、一体的に合同保育を行うことができる。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 保育を必要とする2歳児が満3歳に達した場合の学級編制の取扱いをどのようにするのか整理が必要。
- ・ 学級編制は教育上極めて重要。
- ・ 学級を編制しつつ異年齢活動の良さにも配慮願いたい。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 保育の必要性の有無にかかわらず、満3歳以上の園児の教育課程にかかる教育時間は学級を編制することとしてはどうか。(上記以外は、学級編制を求めないこととしてはどうか。)
- 保育を必要とする子どもも必要としない子どもも、一体的に学級を編制できることとしてはどうか。
- 学級編制は、学年の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則としてはどうか。

《検討事項》

- 地域の実情等によっては異年齢児での学級編制も可とするか。
- 学年途中で満3歳に達した園児(3号から2号への職権による変更)の取扱いについては、各園において園児の状況等をふまえ、弾力的な取扱いを可とするか。
 - (想定される対応の例1) 年度中は3歳未満児クラスに残る
 - (想定される対応の例2) 3歳児学級(年少)へ移る
 - (想定される対応の例3) 3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける

【参考・現行の保育所運営費の取扱い】

年度の初日の前日の満年齢により区分し、年度途中で誕生日を迎えても、年度を通して同一の運営費を支弁している。

(上記の例では、2歳児クラスで入所している児童が年度途中で3歳の誕生日を迎えたとしても、年度を通して2歳児クラスで対応)

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(2) 園長等の資格

幼稚園	園長は「教諭免許状及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」が原則。ただし、「同等の資質を有する者」等の特例あり。
保育所	規定なし。なお、運営費の基準において、施設長は「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」。
認定こども園 (現行)	認定こども園の長は、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。

これらは副園長・教頭にも準用。

教諭免許状の種類は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を含む。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 園長には、教諭免許状と保育士資格の両方が必要である。
- ・ 園長資格に必要な一定の経験期間とはどのくらいとするのか整理が必要。
- ・ 園長には、教諭免許や保育士資格のみではなく、保育サービスや会計管理などマネジメント面の資質や地域社会と深く関われる人がふさわしい。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 園長には、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職又は児童福祉事業の一定の経験がある者としてはどうか。
- また、現行制度や資格保有の状況等を踏まえ、これと同等の資質を有する者を認めることとしてはどうか。
- これらの扱いは、副園長・教頭についても準用することとしてはどうか。

《検討事項》

- 教育職又は児童福祉事業の一定の経験の内容は現行の取扱いを踏襲することとするか。この場合、求める期間は、どのようにするか。(例：教育職と児童福祉事業の経験のいずれか又は合算して2年または5年)
- 同等の資質を有することはどのように確認するか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(3) その他の職員の配置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	教頭は原則必置(副園長を置く等の場合は不要)。 主幹教諭・養護(助)教諭・事務職員を置くよう努める。 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を必置。
保育所	嘱託医、調理員を必置。調理業務の全部委託の場合は調理員の配置は不要。
認定こども園(現行)	規定なし。

改正後の認定こども園法では、園長及び保育教諭が必置であり、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができるとされている。

平成24年5月現在の幼稚園の副園長は2,861人、教頭は1,857人、養護(助)教諭は443人、栄養教諭は48人(幼稚園数は13,170園)。

幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置(任命し、又は委嘱することとなっている)となる。(現在保育所に必置の「嘱託医」は「学校医」としての位置づけとなる。)

基準検討部会での主なご意見

- ・ 教頭は必置とすべきではないか。
- ・ 養護教諭は看護師を含み、栄養教諭は栄養士を含むようにしてはどうか。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとしてはどうか。
- 調理員は、必置とすることとしてはどうか。なお、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とすることとしてはどうか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(4) 短時間勤務(非常勤)の職員の扱い

幼稚園	教諭等の職は常勤が前提。ただし、講師は常時勤務に服さないことができる。(他の学校種と共通)
保育所	保育士は常勤であることが原則であり望ましい。ただし、入所者の処遇を低下させず、各組・グループにつき常勤保育士が1人(0歳児を含む場合は2人)以上配置され、短時間勤務(非常勤)の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数以上となることが確保される場合には、短時間勤務(非常勤)の保育士を必要数に充てることが可能。
認定こども園 <small>(現行)</small>	規定なし。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 短時間勤務ではなく常勤の保育教諭等がしっかりと子どもを見守るべき。
- ・ 子育て世代の女性職員が多い保育の現場は特に、女性が仕事を継続しやすい短時間勤務の環境も大切ではないか。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 保育教諭等は、原則、常勤としてはどうか。
- 職名の扱いは、幼稚園と同様、保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さない(短時間勤務)ことができることとしてはどうか。

《検討事項》

- ・ 短時間勤務の配置基準上の扱い(常勤換算方法)は、現行の保育所における取扱いを基に、「(5)職員配置基準」や公定価格の議論とあわせて検討するか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(5) 職員配置基準(学級編制基準)

幼稚園	1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。
保育所	保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。ただし常時2人以上。
認定こども園 <small>(現行)</small>	短時間利用児:幼稚園と同じ、長時間利用児:保育所と同じ。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 学級編制基準は、1クラス30人以下にしていきたい。
- ・ 3号認定から2号認定への接続の観点から、少なくとも3歳児は配置を手厚くすべきではないか。
- ・ 保育所では、施設長以外に常時保育士が2人以上必要であるが、閉所前で子どもが1人の時間帯などは一人でも対応できるようにすべき。
- ・ 虐待や事故の防止などの観点から、職員は常時2人以上配置すべきではないか。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 満3歳以上の教育課程にかかる教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定してはどうか。
- 満3歳以上の学級には、専任の教諭を1人置かなければならないとしてどうか。

職員配置の改善分も含め、公定価格の議論の進ちょくと合わせて検討が必要。

《検討事項》

- 学級編制基準とは別途、職員配置基準における取扱いについて検討が必要ではないか。
- 指導計画の作成、教材開発、園内研修などの時間の確保に留意する必要があるのではないか。
- 学級編制基準についてどのように考えるか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてどうか。

2. 設備

(1) 建物及び附属設備の一体的設置(今回新たに追加した事項)

幼稚園	規定なし(一体的設置を想定)。
保育所	規定なし(一体的設置を想定)。 (参考)保育所分園の扱い 認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とした保育所の分園は、中心保育所と分園の距離については、通常の交通手段により、30分以内の距離が目安。
認定こども園(現行)	○幼保連携型認定こども園、幼稚園型(連携施設タイプ)は、建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ○建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合は、教育・保育の適切な提供、移動時の安全の確保、の要件を満たす必要がある。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

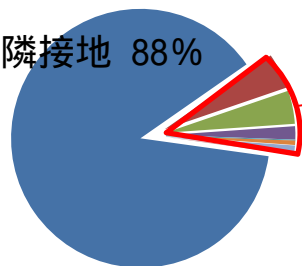
- 幼稚園・保育所の2つの認可を前提としている現行の幼保連携型認定こども園と異なり、新たな幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「単一の施設(1つの認可)」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接することを求めています。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 既存の幼稚園、保育所からの移行については、新設と同様、同一の敷地内又は隣接することを求めています。

(参考) 現行の幼保連携型認定こども園の建物・附属設備の配置状況

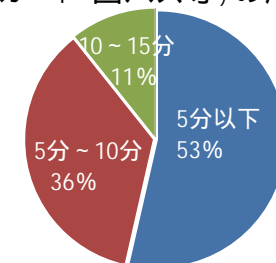
同一敷地又は隣接地 88%



(施設間の直線距離)

公道を挟む程度	5%
250m程度以下	4%
250m～500m	1%
500m～1500m	0.7%
1500m～	1.3%

施設間の移動における(徒歩・カート・園バス等)の所要時間



(文部科学省・厚生労働省調べ 抽出率 53%)

(2) 保育室等の設置 (認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	<p>職員室、保育室、遊戯室、保健室()、便所は必置。保健室は学校保健安全法により必置。ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可。保育室の数は、学級数を下ってはならない。</p> <p>【既存施設に関する特例】</p> <p>適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には兼用可。</p>
保育所	<p>満2歳未満の乳幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室は必置。医務室、便所は原則設置。</p> <p>満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室は必置。便所は原則設置。</p>
認定こども園(現行)	<p>保育室又は遊戯室は必置。満2歳未満の子どもを入所させる場合は、乳児室又はほふく室も必置。</p>

幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、保健室が必置となる。(現在保育所に原則必置の「医務室」は「保健室」の位置づけとなる。)

基準検討部会での主なご意見

- ・ 遊戯室は保育室と別に必要ではないか。
- ・ 体調不良の子どもを預かれるような施設を設けてはどうか。
- ・ 乳児室又はほふく室を置くのではなく、両方設置することとしてほしい。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 満2歳以上の園児を受け入れる場合は、保育室、遊戯室を必置とすることとしてはどうか。なお、特別な事情がある場合は、保育室と遊戯室は兼用可とすることとしてはどうか。
- 満3歳以上の園児にかかる保育室の数は、学級数を下ってはならないこととしてはどうか。
- 満2歳未満の園児を受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置とすることとしてはどうか。
- 受入れ園児の年齢にかかわらず、職員室、便所を必置とすることとしてはどうか。
- 特別な事情がある場合は、職員室と保健室は兼用可としてはどうか。

【既存施設が移行する場合の特例の検討の視点】

- 保育所から移行する場合は、独立した職員室は不要とする特例を設けることとするか。

(参考:経営実態調査)

・保育所のうち、幼稚園基準(保育室の数に限る)を満たすものは約94%(施設数:4,703)

(保育所には、学級に相当する概念が無いいため、満3歳以上児童を対象とした「仮の学級数」を算出し、幼稚園基準の適合状況を推計)

	基準以上	基準未滿
特別区	95.0%	5.0%
指定都市	89.9%	10.1%
中核市	92.2%	7.8%
その他市町村	95.1%	4.9%
全国平均	94.0%	6.0%

幼稚園基準を満たしていない施設の状況 約6%(施設数:317)

・6 部屋不足	0.3%
・5 部屋	0.3%
・4 部屋	0.9%
・3 部屋	3.2%
・2 部屋	14.2%
・1 部屋	81.1%

(3) 園舎・保育室等の面積

幼稚園	<p>学級数に応じた、園舎全体の面積基準を規定 ・1学級:180 m²、2学級:320 m²、3学級以上:1学級につき100 m²増)</p> <p>【既存施設に関する特例】 適切な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、満3歳以上の幼児の保育室又は遊戯室の面積が当該子ども1人につき1.98 m²以上であれば可。</p>
保育所	<p>居室の種類に応じ、入所者1人当たりの面積基準を規定 ・乳児室:1人につき1.65 m²以上 ・ほふく室:1人につき3.3 m²以上 ・保育室又は遊戯室:1人につき1.98 m²以上</p> <p>居室の面積基準については、東京等の大都市部等の一定の地域に限り、一時的措置として、国の基準を「標準」とする特例が設けられている。</p> <p>【既存施設に関する特例】 適切な運営が確保された既設の幼稚園と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置、移転する場合は、満3歳以上の幼児の保育室又は遊戯室について、幼稚園の園舎の面積基準を満たしていれば可。</p>
認定こども園 (現行)	<p>園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く。)は、幼稚園の基準と同じ。 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室は、保育所の基準と同じ。</p>

基準検討部会での主なご意見

- ・日本の保育室等の面積は、国際的には非常に低い水準となっていることに留意すべき。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

➤ 園舎面積については、次の要件の合計面積を最低基準とすることとしてはどうか。

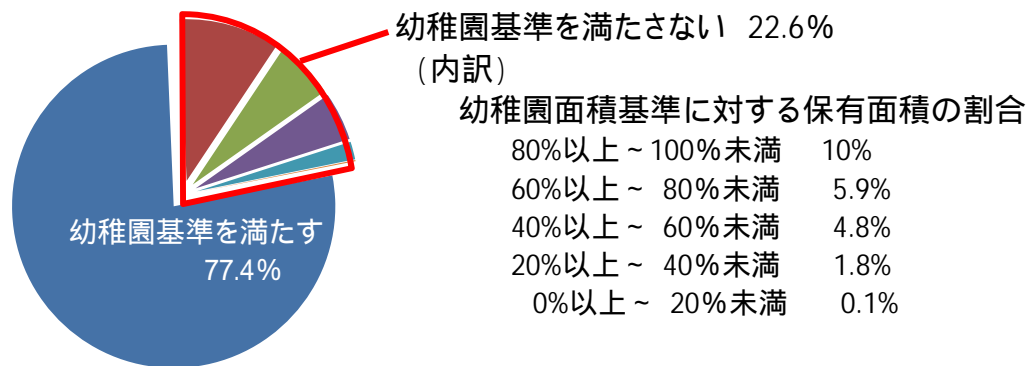
満3歳以上の園児にかかる面積は、幼稚園基準による面積
 (ただし、保育室・遊戯室の面積について、保育所基準により算定した面積の方が幼稚園基準による面積を上回る場合は、保育所基準とする。)
 満3歳未満の園児について、保育所基準による面積

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

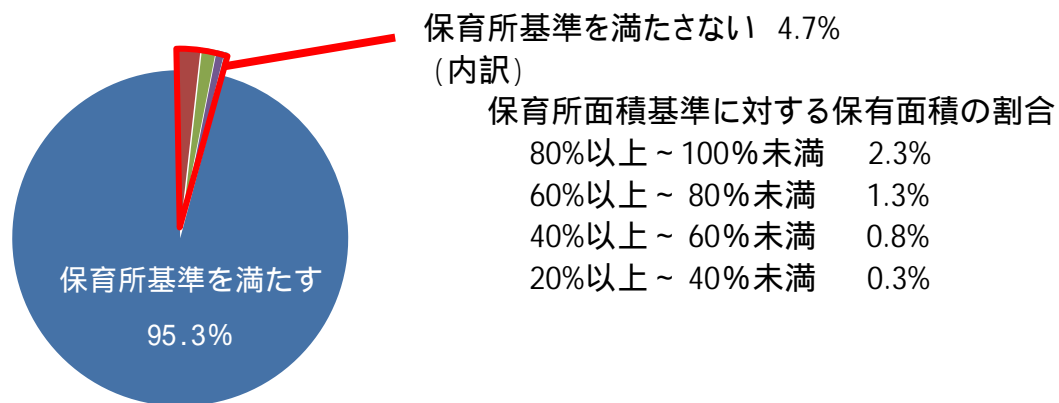
- 幼稚園から移行する場合は、園舎全体の面積について、幼稚園基準を満たしていれば可としてはどうか。(現行の移行特例と同様)
- 保育所から移行する場合は、満3歳以上の園児の保育室又は遊戯室について、保育所の面積基準を満たしていれば可としてはどうか。(現行の移行特例と同様)

(参考:経営実態調査)

○保育所における幼稚園基準(園舎全体の面積)の適合状況



○幼稚園における保育所基準(園児1人当たりの保育室・遊戯室の面積)の適合状況)



(4) 保育室等の設置階

幼稚園	<p>園舎は2階建て以下が原則。(特別な事情がある場合は3階建以上も可。)</p> <p>2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。(ただし、園舎が耐火建築物で待避上必要な施設を備える場合は、2階に設置可。)</p> <p>【既存の施設に関する特例】</p> <p>適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所の基準を満たしていれば、3階以上に保育室等を設置可、準耐火建築物でも2階に保育室等を設置可。</p>
保育所	<p>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」)の3階以上の設置可。</p> <p>保育室等を2階以上に置く場合は、階段や待避設備等について建築基準関係法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たすことが原則。</p> <p>「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について平成25年度中に検討し、結論を得ることとされている。</p>
認定こども園 <small>(現行)</small>	規定なし。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 幼稚園と保育所の高い方の水準とする以上、保育室の設置階を3階以上とすることを認めるべきではない。
- ・ 防火対策としての検討のみではなく、津波対策として高台移転などの検討を行っている地域もあり、例外にも配慮願いたい。
- ・ 都市部では大雨による浸水の危険も高い。2階を上限とするのが良いとは必ずしもいえないのではないか。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 園舎の階数については、2階建て以下を原則とし、特別な事情がある場合は3階建て以上も可とすることとしてはどうか。

- 2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で待避上必要な施設(階段、待避上有効なバルコニーや転落防止設備等)を備える場合は、2階以上に設置可とすることとしてはどうか。

《検討事項》

- 津波、浸水等特別な事情を考慮した望ましい運用について、別途検討する必要があるか。
建築基準関係法令の上乗せ規制については、「規制改革実施計画」による保育所における上乗せ規制の見直しと合わせて検討が必要。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 幼稚園から移行する場合は、幼稚園基準を満たしていれば可とするか。(現行の移行特例と同様)
- 保育所から移行する場合は、保育所基準を満たしていれば可とするか。(現行の移行特例と同様)

(参考) 経営実態調査

- ・保育所のうち、2階に保育室等を設置する施設は約52%
そのうち、
耐火に係る幼稚園基準を満たす施設は約90%
- ・保育所のうち、3階以上に保育室等を設置する施設は約5%
- ・幼稚園のうち、2階に保育室等を設置する施設は約59%
そのうち、
階段や待避用設備等に係る保育所基準を満たす施設は約85%
耐火に係る保育所基準を満たす施設は約94%

(5) 運動場等の設置

幼稚園	<p>運動場は必置。 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。</p> <p>【既存施設に関する特例】 適正な運営が確保された既設の保育所からの移行については、認定こども園と同じ基準により、付近の適当な場所への代替可。 屋上を運動場とすることは不可。</p> <p>【既存施設に関する特例】 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所と同じ基準により、用地不足の場合に屋上を運動場とすることも可。</p>
保育所	<p>満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置(付近の公園等の適当な場所への代替可)。</p> <p>土地の確保が困難等の事情がある場合は、必要な面積があり、日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保されていれば、屋外遊戯場に代わるべき場所は保育所と隣接する必要はない。</p> <p>耐火建築物については、用地不足の場合は、一定の条件の下、屋上を屋外遊戯場とすることも可。</p>
認定こども園 (現行)	<p>屋外遊戯場は原則設置。 (幼保連携型、保育所型、地方裁量型にあっては、安全の確保、日常的な利用時間の確保、教育及び保育の適切な提供、一定の面積を満たすことなどの要件を満たせば、付近の適当な場所への代替可。)</p>

基準検討部会での主なご意見

- ・ 運動場は園舎と身近にあることが必要で、同一敷地内または隣接地とすべき。
- ・ 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。
- ・ 運動場の名称について、学校教育上の運動場という印象が強くなる。幼児期は、身体の発達を目的とするだけでなく、動植物や自然環境に触れるという意味で「園庭」としてはどうか。
- ・ 運動場は、身近な場所とすることでよいのではないか。食育のためにも、契約の畑なども非常に効果的であり、このような場所も含めて認めてもらう等、本来の目的を考慮した上で柔軟な取扱いが必要。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則としてはどうか。

《検討事項》

- 代替地利用をどのように考えるか。
- 屋上の取扱いをどのように考えるか。
- 認可基準上、運動場等の名称をどうするか。(運動場、屋外遊戯場、園庭等)

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 保育所から移行する場合は、代替地や屋上の利用を認めるか。また、その場合の要件をどうするか。

(参考: 経営実態調査)

・保育所のうち、幼稚園基準(同一又は隣接する位置に設置)を満たすものは約99%

(6) 運動場の面積

幼稚園	<p>学級数に応じた面積基準を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学級:330 m²、2学級:360 m²、3学級:400 m²、4学級以上:1学級につき80 m²増。 <p>【既存施設に関する特例】 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所と同じ基準により、1人につき3.3 m²で可。</p>
保育所	<p>入所者1人当たりの面積基準を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき3.3 m²以上 <p>【既存施設に関する特例】 適正な運営が確保された既設の幼稚園と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置、移転する場合は、幼稚園の基準による運動場の面積と満2歳の幼児に係る保育所の基準による屋外遊戯場の面積の合計以上であれば可。</p>
認定こども園 (現行)	<p>次の基準をともに満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の子ども1人につき3.3 m²以上 ・幼稚園の基準による面積と満2歳の幼児1人につき3.3 m²の合計の面積 <p>【既存施設に関する特例】 既存施設が認定を受ける場合は、いずれかの基準を満たすことで可。</p>

基準検討部会での主なご意見

- ・ 質の高さは面積だけではないのではないか。質の高い心身を育むため、自然環境などに身体を置くことも大切な要素。
- ・ 分散されている運動場面積を合計することにより基準面積を満たす場合も認めてはどうか。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 以下の面積を合計した面積以上とすることとしてはどうか。
満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
満2歳の園児について、保育所基準による面積

《検討事項》

(仮に、「(5)運動場等の設置」において、代替地や屋上の利用を認めることとした場合)

- 代替地について排他的な利用が可能であることが確認できる場合において、必要面積(学級数や園児

数に応じた面積基準)として認めることとするか。

➤ 屋上についても、必要面積に算入することを認めることとするか。

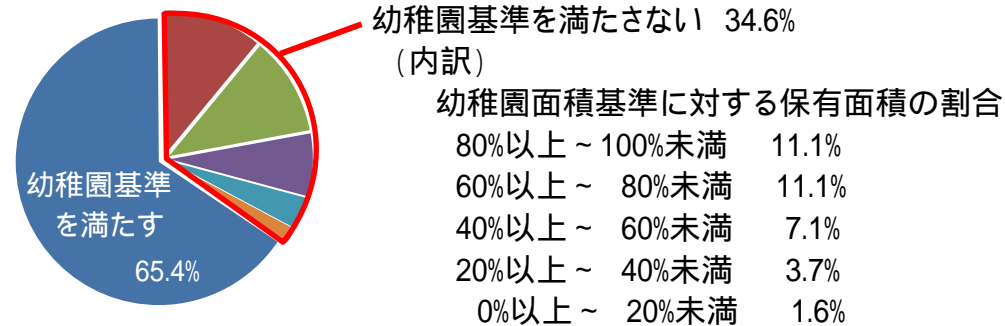
【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

➤ 保育所から移行する場合は、保育所と同様の基準としてはどうか。(現行の移行特例と同様)

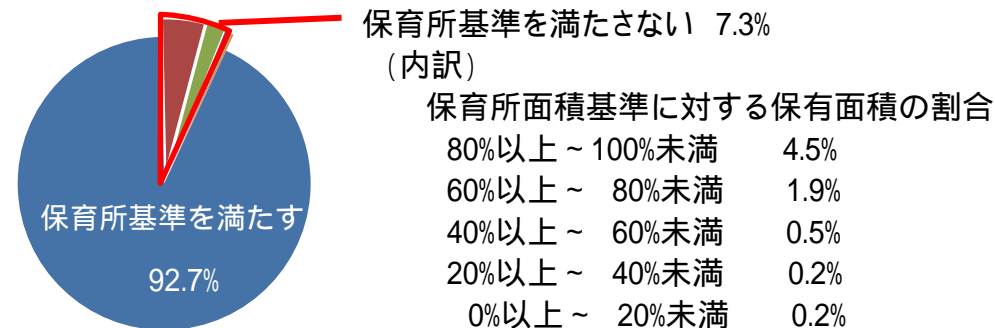
➤ 幼稚園から移行する場合は、幼稚園の基準による運動場の面積と満2歳の園児に係る保育所の基準による屋外遊戯場の面積の合計以上であれば可としてはどうか。(現行の移行特例と同様)

(参考: 経営実態調査)

保育所における幼稚園基準(学級数に応じた面積)の適合状況



幼稚園における保育所基準(園児数に応じた面積)の適合状況



(7) 調理室の設置

幼稚園	給食施設を備えるよう努める。
保育所	調理室は必置。(耐火上の上乗せ基準あり。) 満3歳以上の幼児について給食の外部搬入を実施する場合は、なお施設内で行うことが必要な加熱、保存、配膳等の調理機能を有する設備を備えた調理室で可。
認定こども園 (現行)	保育所の基準と同じ。 必要な設備は、実態を踏まえて判断。当該設備を備える部屋について、必ずしも専用の部屋とする必要はないが、備える設備等に応じて衛生管理や防火といった面からの対応が求められる。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 0～2歳児は体調が変わりやすく、アレルギー対応も重要であるため、自園調理により臨機応変に対応するのが原則ではないか。
- ・ 0～2歳の自園調理は必要。
- ・ 食事の提供について、弁当持参という選択肢もあるのではないか。
- ・ 3歳以上の外部搬入可について賛成。
- ・ 自園調理はコストが高い。公費負担の検討をお願いできないか。
- ・ 外部搬入とする場合は、栄養士の活用などに配慮すべきではないか。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 自園調理を前提とする場合には、調理室の設置を原則としてはどうか。

《検討事項》

- 自園調理の場合に必要な調理設備として、どのようなものを求めるか。
- 外部搬入を認める場合に必要な調理設備として、どのようなものを求めるか。
- 食事を提供するべき園児数が少ない場合、どのような調理設備を求めていくか。

食事の提供を行うべき対象園児の範囲や外部搬入の取扱いについては、「運営(3)食事の提供」に記載。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 幼稚園から移行する場合は、運動場等に調理室・設備を増設することにより、運動場の必要面積の確保に支障が生じる等の場合は、調理室等の増設部分についても運動場等とみなして、運動場等の必要面積に算入できることとするか。

(参考:経営実態調査)

・幼稚園のうち、給食の実施状況

- ア)実施している 67%
- イ)実施していない 33%

・給食を実施している施設(ア)のうちの提供形態

- 全て自園調理している施設 19.7%
- 一部外部搬入している施設 9.3%
- 全て外部搬入している施設 71.0%

・自園調理をしている施設又は一部外部搬入している施設(又は)のうち、
独立した調理室がある施設は82%

・全て外部搬入している施設(上記)のうち、
独立した調理室がある施設は12%
独立した調理室はないが、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えた施設は67%

(8) その他の設備

幼稚園	飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。
保育所	規定なし。
認定こども園 _(現行)	規定なし。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置とすることとしてはどうか。
- 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書室、会議室は、設置に努めることとしてはどうか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

3. 運営

(1) 平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等

幼稚園	教員は園児に体罰を加えることができない。
保育所	入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
認定こども園 _(現行)	規定なし。

基準検討部会での主なご意見
・ 平等取扱い等の規定に賛成。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

➤ 保育所と同様とすることとしてはどうか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

➤ 移行特例なしとしてはどうか。

(2) 教育時間・保育時間等

幼稚園	1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。 毎学年の教育週数は39週を下らない。 学期の区分・長期休業日を設ける。
保育所	1年の開所日数は日曜日・国民の祝休日を除いた日が原則(自主的な休所日もあり)。(運営費の積算) 1日の開所時間は原則11時間。(延長保育事業における取扱い・運営費の積算) 1日の保育時間は原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。
認定こども園 (現行)	1年の開園日数及び1日の開園時間は就労状況等地域の実情に応じて定める。 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 保育に欠ける子どもに対する保育時間は保育所の基準と同じ。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 1年の開園日数は日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とし、1日の開園時間は原則11時間とすることとしてはどうか。この場合、開園日数及び1日の開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的に運用を認めることとしてはどうか。
- 満3歳以上の園児の教育課程にかかる教育時間は4時間を標準とすることとしてはどうか。
- 満3歳以上の園児の教育週数は39週を下回らないこととしてはどうか。
- 夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認めることとしてはどうか。

《検討事項》

- 保育を必要とする園児に対する教育・保育を提供する時間については、公定価格や保育の必要性の認定における保育必要量の区分に関する議論と整合性を図りつつ検討する必要がある。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(3) 食事の提供

幼稚園	規定なし。
保育所	<p>食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、満3歳以上児に対する食事については、栄養士による配慮、発達段階・健康状態・アレルギーへの対応等の要件を満たす保育所は、施設外で調理し搬入する方法(外部搬入)によることができる。</p> <p>満3歳未満児に対する給食の外部搬入は、公立保育所について、構造改革特別区域の認定を受けた場合のみ、実施可。</p>
認定こども園 (現行)	<p>保育所の基準と同じ。</p> <p>保育に欠けない子どもについては弁当持参という対応も可。</p>

基準検討部会での主なご意見

- ・ 食事の提供は、保育の必要性の有無で異なる扱いとすべきか整理が必要。
- ・ 0～2歳児は体調が変わりやすく、アレルギー対応も重要であるため、自園調理により臨機応変に対応するのが原則ではないか。(設備(6)再掲)
- ・ 食事の提供について、弁当持参という選択肢もあるのではないか。(設備(6)再掲)
- ・ 3歳以上の外部搬入可について賛成。(設備(6)再掲)
- ・ 自園調理はコストが高い。公費負担の検討をお願いできないか。(設備(6)再掲)
- ・ 外部搬入とする場合は、栄養士の活用などに配慮すべきではないか。(設備(6)再掲)

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】 調理室の設備と併せて検討

- 食事の提供を義務づける園児の範囲は、保育を必要とする者としてはどうか。
- 満3歳以上の園児については、保育所や認定こども園における現行の取扱いを踏まえ、外部搬入を可としてはどうか。その際の取扱いについては、保育所と同様とすることとしてはどうか。(栄養士による配慮、発達段階・健康状態・アレルギーへの対応等の要件の検討)

《検討事項》

- 公立保育所における満3歳未満児に対する給食の外部搬入を認める構造改革特別区域の特例措置について、公立幼保連携型認定こども園や公設民営方式から移行する公私連携幼保連携型認定こども園にも適用を認めるかどうかさらに検討。
- 満3歳以上の保育を必要とする園児に対して、弁当持参を園の判断により認めることとするか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(参考:経営実態調査)

・幼稚園のうち、給食の実施状況

ア)実施している	67%
イ)実施していない	33%

・給食を実施している施設(ア)のうちの提供形態

全て自園調理している施設	19.7%
一部外部搬入している施設	9.3%
全て外部搬入している施設	71.0%

(4) 園児要録・出席簿

幼稚園	<p>幼稚園幼児指導要録(幼児の学習及び健康の状況を記録した書類)・出席簿を作成しなければならない。</p> <p>記載事項は、学籍に関する記録・指導に関する記録(健康状況、出欠状況を含む。)</p> <p>幼児が進学・転園した場合、幼稚園幼児指導要録の抄本又は写しを進学・転園先に送付しなければならない。</p>
保育所	<p>入所者の処遇を明らかにする書類を整備しなければならない。保育所児童保育要録(入所する子どもの育ちを支えるための資料)を作成する。</p> <p>教育に関わる事項については、主に最終年度(5・6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載する。</p> <p>記載事項は、保育期間・子どもの育ちに関わる事項・養護に関わる事項(健康状態等を含む。)</p> <p>保育所児童保育要録を保育所から就学先の小学校に送付されるようにする。</p>
認定こども園(現行)	<p>認定こども園こども要録を作成する。重複して指導要録・保育要録を作成する必要はない。</p> <p>学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成する。</p> <p>記載事項は、学籍等に関する記録・指導及び保育に関する記録(幼稚園教育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と子どもの出席日数を含む。)を記載する。</p> <p>進学・就学に際し、こども要録の抄本又は写しを進学・就学先に送付されたい。</p>

基準検討部会での主なご意見

- ・ 園児要録(仮称)はぜひ実現すべき。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 全ての園児に対して、幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)を作成することとしてはどうか。
 - 園児が転園した場合や進学した場合の園児要録(仮称)の抄本又は写しは、園児が転園・進学した先に送付することとしてはどうか。
- 要録の第三者への提供については、公立施設については、各市町村が定める個人情報保護条例に準拠した取扱いとする必要があるが、私立施設については、法令に基づき、本人(保護者)の同意は不要。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

➤ 移行特例なしとしてはどうか。

(5) 研修等

幼稚園	<p>規定なし (参考: 以下、法律事項) 学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。学校の教員はその使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適性が期せられるとともに、養成と研修の充実がはからなければならない。(教育基本法)。[公私共通] 教育公務員は、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めなければならない。(教育公務員特例法)[公立のみ] 教育公務員の任命権者は、研修施設、研修を奨励するための方途、その他研修計画を樹立し、その実施に努めなければならない。(教育公務員特例法)[公立のみ] 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。(教育公務員特例法)[公立のみ]</p>
保育所	職員が必要な知識及び技能の修得等に努めなければならない。
認定こども園 <small>(現行)</small>	教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 現行の保育所と同様、教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は必要な知識及び技能の修得等に努めなければならないとはどうか。
- 現行の認定こども園と同様、園に対して、教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならないとはどうか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとはどうか。

(6) 職員会議・評議員

幼稚園	職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する。)を置くことができる。 学校評議員(園長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べる。幼稚園職員以外の者で教育に理解・識見のあるものを委嘱。)を置くことができる。
保育所	規定なし。
認定こども園 _(現行)	規定なし。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 職員会議、評議員については、幼稚園と同様とすることとしてはどうか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(7) 運営状況評価(法律事項以外)

幼稚園	<p>運営に関する自己評価・結果公表の義務。 自己評価を踏まえた学校関係者評価(保護者その他の幼稚園職員以外の幼稚園関係者による評価)・結果公表の努力義務。 詳細は「幼稚園における学校評価ガイドライン」(平成23年改訂)。</p>
保育所	<p>運営に関する自己評価・結果公表の努力義務。 詳細は「保育所における自己評価ガイドライン」(平成21年3月)。 福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずる努力義務(社会福祉法)の一環として、第三者評価事業とその受審が推進されている。 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、評価機関と評価者の質向上等や保育所における第三者評価の受審率目標等について検討等を行うこととされている。</p>
認定こども園(現行)	自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質向上の努力義務。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 自己評価がより質の向上につながるよう検討すべき。
- ・ 評価は必要としても、幼稚園では、直接契約により利用者の評価が反映される点も考慮すべき。
- ・ 幼稚園は、保護者が選択しているという点で一定の評価を受けていることについては理解できるが、子どもの視点からの自己評価はやはり必要。
- ・ 自己評価はもとより、関係者評価または第三者評価も進めるべき。
- ・ 地域の子育て支援の機能についても、評価する仕組みを検討すべき。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 運営に関する自己評価・結果公表を義務付けることとしてはどうか。

《検討事項》

- 関係者評価と第三者評価それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努めることとするか。

➤ 特に第三者評価については、費用負担の検討が必要か。

(参考:各評価の内容)

	幼稚園	保育所
自己評価	園長のリーダーシップの下、当該園の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らし、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価 (義務)	保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努める(努力義務)
関係者評価	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価(努力義務)	-
第三者評価	-	国の評価基準ガイドラインを踏まえて都道府県推進組織が定めた評価基準に沿って行う都道府県推進組織の認証を受けた第三者評価機関が行う評価(努力義務)

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

➤ 移行特例なしとしてはどうか。

(8) 苦情解決

幼稚園	規定なし。
保育所	入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。
認定こども園 _(現行)	規定なし。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 保育所と同様とすることとしてはどうか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(9) 家庭・地域との連携、保護者との連絡

幼稚園	家庭・地域との連携協力の努力義務。(教育基本法) 家庭・地域社会との連携方法について、幼稚園教育要領に具体的な定めあり。
保育所	地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容の説明の努力義務。 保護者と密接な連絡を取り理解・協力を得る努力義務。 保護者支援・保護者との相互理解等について、保育所保育指針に具体的な定めあり。
認定こども園 (現行)	家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。施設の活動に保護者の参加を促す。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 現行の幼稚園、保育所、認定こども園にかかる規定について、すべて包含するような内容を規定してはどうか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(10) 保健安全関係(健康診断)

幼稚園	健康診断は毎学年、6月30日までに行う。(通常年1回)
保育所	健康診断は少なくとも1年に2回行う。
認定こども園 <small>(現行)</small>	規定なし。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 厳しい基準に合わせることに賛成。
- ・ 幼稚園では年1回で支障がないことに鑑み、施設で過ごす時間の違いや0～2歳と3～5歳の違いに応じて異なる扱いとしてはどうか。
- ・ 新制度では、健康診断に要する費用の公的支援を行うべき。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回行うこととしてはどうか。

《検討事項》

- 公定価格等、費用負担の議論と整合性を図りつつ検討する必要がある。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(11) 保健安全関係(臨時休業・出席停止)

幼稚園	感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。
保育所	規定なし。
認定こども園 <small>(現行)</small>	規定なし。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 感染症が発生した場合の休業等に係る判断をどうすべきか。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 臨時休業や出席停止については、学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様であるが、保育を必要とする子どもが在籍していることに伴う具体的な配慮事項等を別途検討してはどうか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。

(12) 子育て支援(法律事項以外)

幼稚園	規定なし。(家庭及び地域における教育の支援に努める(学校教育法 24 条))
保育所	規定なし。(乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。(児童福祉法 48 条の3 第1項))
認定こども園 (現行)	次に掲げる点に留意の上、実施。 教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援する。 子育て支援事業を保護者が希望するときに利用可能な体制を確保する。 子育て支援事業として、子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった場合の保育提供等のための体制を確保する。 教育・保育の従事者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かす。

基準検討部会での主なご意見

- ・ 認定こども園が実施義務を負う地域の子育て支援について、質の確保の基準は設けないのか。
- ・ 地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とした子育て支援は重要な活動。

【新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針】

- 現行の認定こども園の基準と同様としてはどうか。

【既存施設から移行する場合の特例の検討の視点】

- 移行特例なしとしてはどうか。